

小型家電リサイクルボックスを

設置しています

市では、ごみの減量化と資源化率の向上を図るため、市内12施設に「回収ボックス」を設置し、小型家電のリサイクルに取り組んでいます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226



牛乳パック回収箱の隣、または、その付近に設置しています。

■ 設置場所

- ・市役所本庁舎
- ・ウェルス幸手
- ・各公民館
- ・勤労福祉会館
- ・老人福祉センター
- ・コミュニティセンター
- ・図書館
- ・アスカル幸手

■ 投入できるもの

ボックスに投入できる使用済み小型家電製品は、電気・電池で動き、大きさが縦 15cm×横 30cm 以下のものが目安です。
※今まで通り「燃やせないごみ」でも排出できますが、回収の効率化、資源化率の向上のため、ご協力をお願いします。

■ 投入できないもの

- ・電池(充電式を含む)、電球、蛍光灯、電子ライター
- ・事業所から排出される使用済み小型家電製品

■ 投入時に注意すること

- ・発火の危険性があるため、電池は必ず抜いてください。
- ・携帯電話など個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを消去しておくか、穴あけ処理などをお願いします。
- ・小型家電は袋や箱から出して、回収ボックスに投入してください。

4月からの指定管理者のお知らせ

左記の施設について、指定管理者が決まりましたのでお知らせします。期間は平成31年3月末までの5年間となります。なお、施設の利用にあたり、申込み方法などに変更はありません。

詳細については、各問合せ先までお問い合わせください。

施設名	指定管理者名	問合せ
・幸手総合公園(ひばりヶ丘球場・B & G 海洋センター体育館・陸上グラウンド・庭球場など) ・上吉羽中央公園(庭球場など) ・千塚西公園(球場・庭球場など) ・高須賀池公園 ・神扇グラウンド など	ユニシア	都市計画課 ☎(43) 1111 内線 564 FAX(43) 7656
・幸手市営釣場神扇池	サンワックス・都市管理サービス共同事業体	商工観光課 ☎(43) 1111 内線 593 FAX(43) 1123
・幸手市民文化体育館 ・幸手市立武道館 ・幸手市コミュニティセンター	N E M / N T T ファシリティーズ 共同事業体	社会教育課 ☎(43) 1111 内線 645 FAX(42) 5803

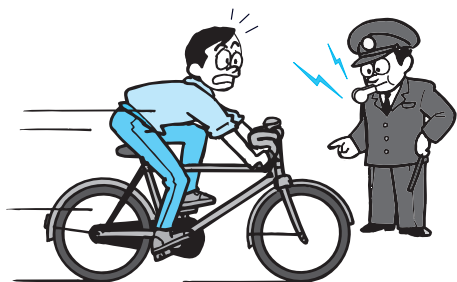
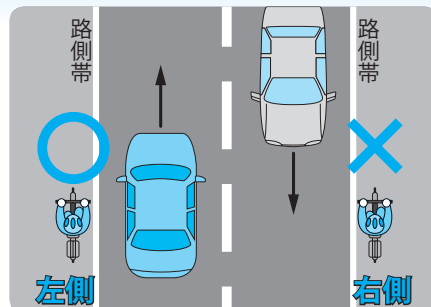
ご存知ですか? 自転車利用の**新**ルール

昨年12月に施行された道路交通法の一部改正により新たなルールが設けられました。今回は、その一部をご紹介します。

問合せ 幸手警察署 ☎(42) 0110

1 自転車の路側帯の通行方法

自転車が路側帯を通行するときは、進行方向の左側の路側帯を進行しなければならなくなりました。なお、路側帯を通行するときには、歩行者の通行を妨げないようにしてください。



2 ブレーキの検査などをお願いする場合があります

死亡事故や重傷事故を引き起こす危険性が高いブレーキ不良自転車の運転防止のため、警察官が適切なブレーキを備えていない自転車を停止させ、ブレーキの検査のほか、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令する場合がありますので、ご協力をお願いします。

交通事故 ゼロ校表彰

2月18日(火)
平成25年に児童の交通事故がゼロであった権現堂川小学校、上高野小学校、八代小学校、長倉小学校が市および幸手警察署から表彰されました。

問合せ くらし安全課 ☎(43) 1111 内線 175



ランドセルカバーの 寄贈を受けました

2月17日(月) 幸手地方交通安全協会から、市教育委員会にランドセルカバーが寄贈されました。このランドセルカバーは、平成26年度の新入学児童に配布されます。

問合せ 学校教育課 ☎(43) 1111 内線 633



くらしの110番

～アダルトサイトの不当請求の相談が増加中～

【事例】20歳代男性

パソコンで無料のアダルトサイトの「18歳以上」と「動画再生」をクリックしたら、突然「登録完了、2日以内なら6万円、それ以降は9万円を支払うように」という請求画面が出て、画面から消えなくなりました。

あたかも会員登録したかのようにに思わせ、高額な料金を請求してきます。また、期限までに支払わなければ法的措置を取ると脅し、連絡するよう仕向けられます。

【消費者へのアドバイス】

①興味本位でのアクセスは、やめましょう。

②業者からの連絡が続いても連絡しないようにしましょう。なお、利用していないのであれば、料金を支払う必要はありません。

③請求画面を消す方法については、独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)のホームページ(<http://www.ipa.go.jp/>)を参考にしてください。

問合せ 消費生活センター(く

らし安全課内) ☎(43) 1111

1 内線 192・FAX(44) 025

7(毎週月曜・水曜・木曜・

金曜日午前10時～正午、午

後1時～3時30分)

消費生活センター春日部 ☎

048(734)0999・

FAX 048(739)1152

「パソコンやスマートフォンでサイトにアクセスしたら『登録』となり、請求画面が消えない」などといった相談が多く寄せられています。

サイト運営業者は、利用者を巧みにサイトへと誘導し、

